

2024年以降のジュニアNISA口座の取扱い

2023年末をもって、ジュニアNISAの口座開設可能期間が終了します。また、2024年以降、ジュニアNISAを利用して、新たに投資信託を購入することはできません。2024年以降、ジュニアNISAは以下のとおり取り扱われます。

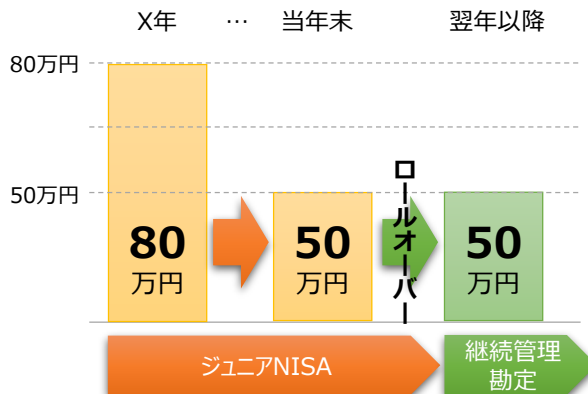
非課税保有期間終了時の取扱いについて

< 1月1日時点で18歳未満のお客さま >

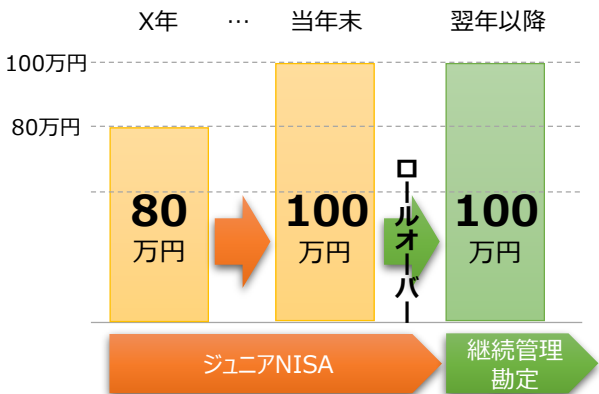
非課税保有期間終了後は継続管理勘定に移管されます

- ◆ ジュニアNISAで購入した投資信託は、購入した年から5年間非課税で保有することが可能です。2024年以降、非課税保有期間が終了した投資信託は、特段のお手続きをすることなく、継続管理勘定に移管されます。
- ◆ 継続管理勘定は、2024年から2028年までの各年に設定され、**その年の1月1日時点で18歳である年の前年12月31日まで、移管された投資信託を非課税で保有することができます。**
- ◆ 非課税保有期間終了時の移管については、移管時の価額の上限額が撤廃され、移管時の時価（当年12月末時点の時価）で継続管理勘定に移管します。
- ◆ 継続管理勘定では、保有している投資信託を売却することはできますが、新規の購入はできません。
- ◆ ジュニアNISAに継続管理勘定が設定されているお客さまが、課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）への移管を希望される場合は、課税ジュニアNISA口座への移管依頼書のご提出が必要になります。

① 当年12月末時点の時価が非課税投資枠（80万円）未満の場合



② 当年12月末時点の時価が非課税投資枠（80万円）以上の場合



・非課税投資枠80万円を上回る分も移管できます。

< 1月1日時点で18歳以上のお客さま >

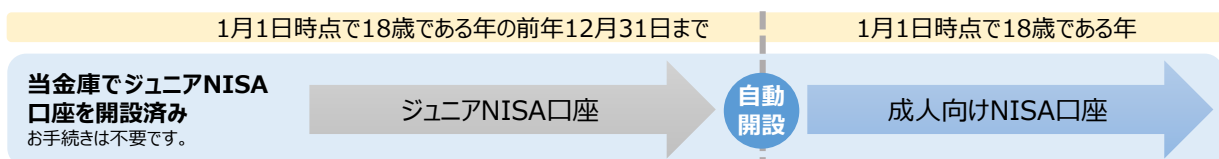
非課税保有期間終了後は課税口座に移管されます

- ◆ 当金庫でジュニアNISA口座を開設しているお客さまが、その年の1月1日時点で18歳である場合、非課税保有期間が終了した投資信託または継続管理勘定内の投資信託は、特段のお手続きをすることなく、当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座、特定口座を開設されていない場合には一般口座にそれぞれ移管されます。

成人向けNISA口座の自動開設について

ジュニアNISA口座を開設している場合、成人向けNISA口座が自動開設されます

- ◆ 当金庫でジュニアNISA口座を開設しているお客さまが、その年の1月1日時点で18歳である場合、成人向けNISA口座が自動で開設されます。



定時定額購入取引および分配金再投資の取扱いについて

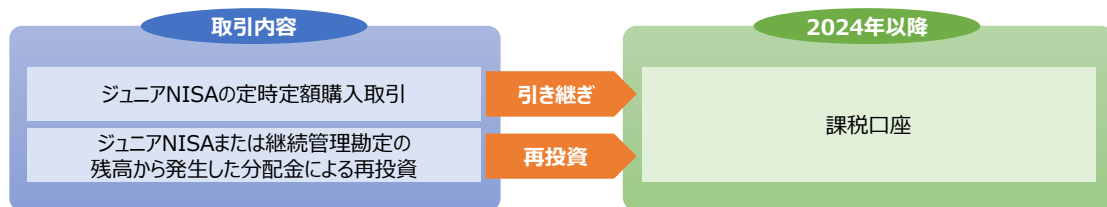
ジュニアNISAの定時定額購入取引および分配金再投資は課税口座での購入となります

- ◆ ジュニアNISAでお申込みいただいている定時定額購入取引は、課税口座に引き継がれ、2024年以降、**課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座）**での購入となります。

2024年以降、**課税口座での定時定額購入取引を中止する場合、手続き※が必要です。**

- ◆ 継続管理勘定を含むジュニアNISAの残高から支払われる分配金による再投資は、**課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座）**での購入となります。**分配金再投資を停止する場合、手続き※が必要です。**

※ お手続きの詳細はお取引店までお問い合わせください。



ジュニアNISAの払出し制限について

払出し理由に関係なく、非課税として取り扱うことができます

- ◆ 2024 年以降、ジュニアNISA口座からの払出しは、払出し理由に関係なく過去に非課税として支払われた分配金および譲渡益等について非課税として取り扱うことができます。
- ◆ 払出しを行う場合、一部のみを払い出すことはできません。継続管理勘定を含むジュニアNISA口座および課税ジュニアNISA口座で保有している商品は全て払い出す必要があり、払出し後、ジュニアNISA口座は廃止されます。

新しいNISAについて

未成年者のお客さまは新しいNISAのご利用はできません

- ◆ 2024年からの新しいNISAは、2024年 1 月 1 日時点で18歳以上の成人のお客さまが対象です。当金庫でジュニアNISA口座を開設しているお客さまが 1 月 1 日時点で18歳である場合、2024年からの新しいNISAが自動で開設されます。

ジュニアNISA口座で保有している投資信託は、新しいNISAへ移管できません

- ◆ ジュニアNISA口座で保有している投資信託を、2024年からの新しいNISA口座へ移管することはできません。ジュニアNISA口座を当金庫で開設しているお客さまが、その年の 1 月 1 日時点で18歳である場合、非課税保有期間が終了した投資信託および継続管理勘定内の投資信託は、課税口座に移管されます。

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

- ・ 上記記載内容は、2023年8月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・ 本書面の詳細については、未成年者口座および課税未成年者口座約款をご確認ください。
- ・ 本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なご対応については必ず税理士・弁護士等の専門家とご相談ください。